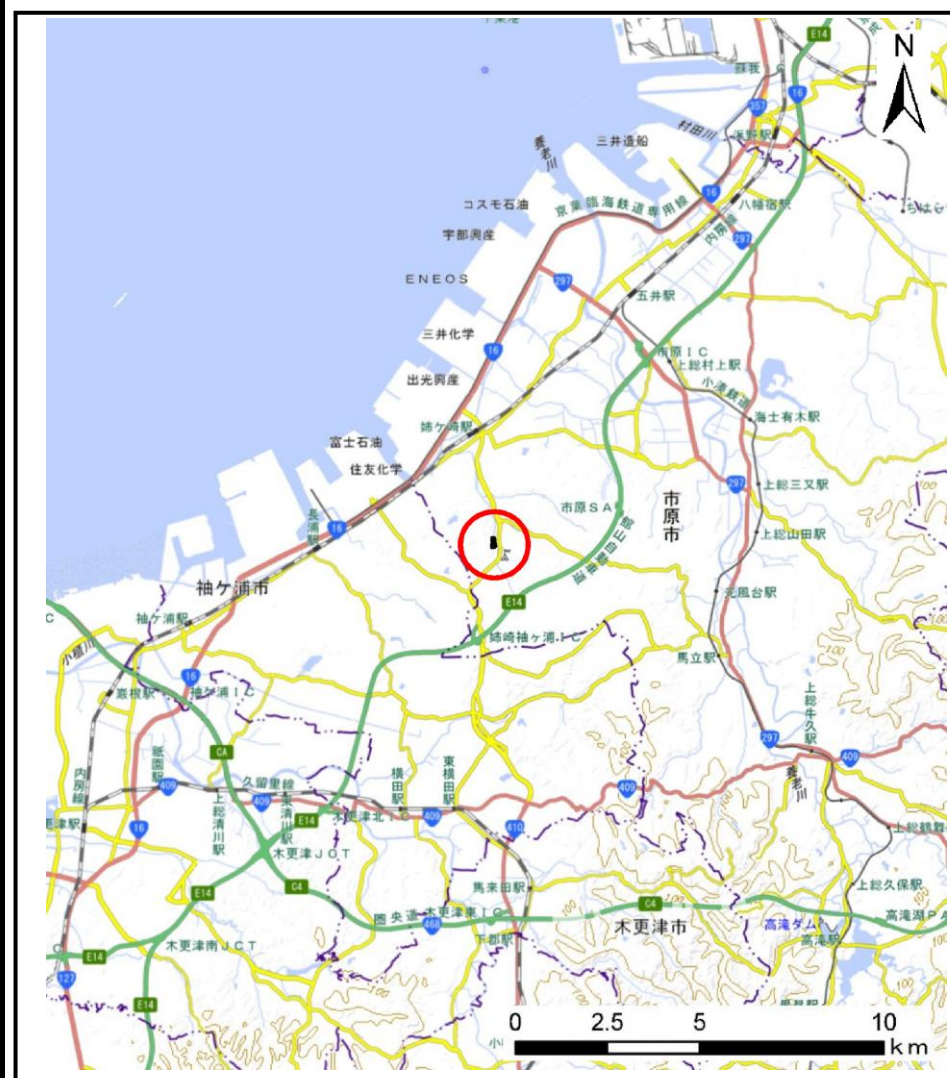
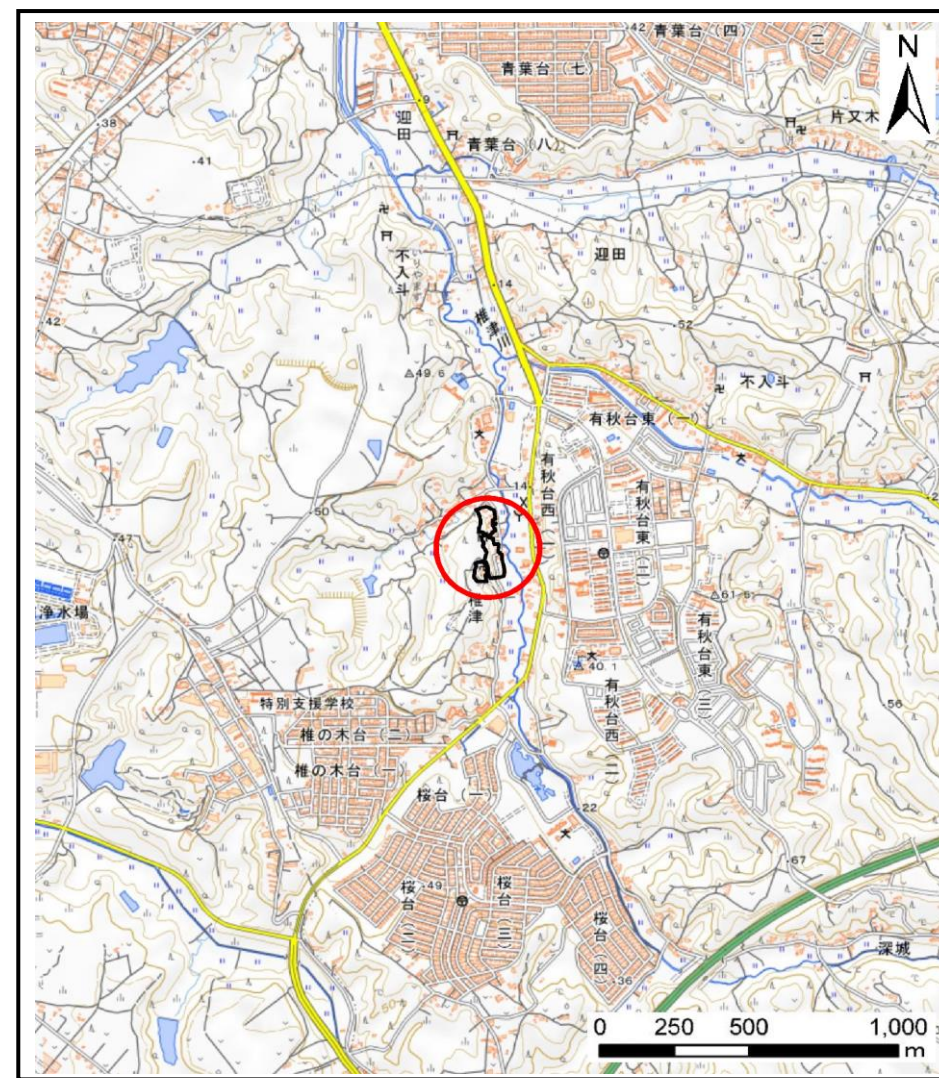


土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式1)



(1/200,000)



(1/25,000)

様式1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

I-151K2498

箇所名

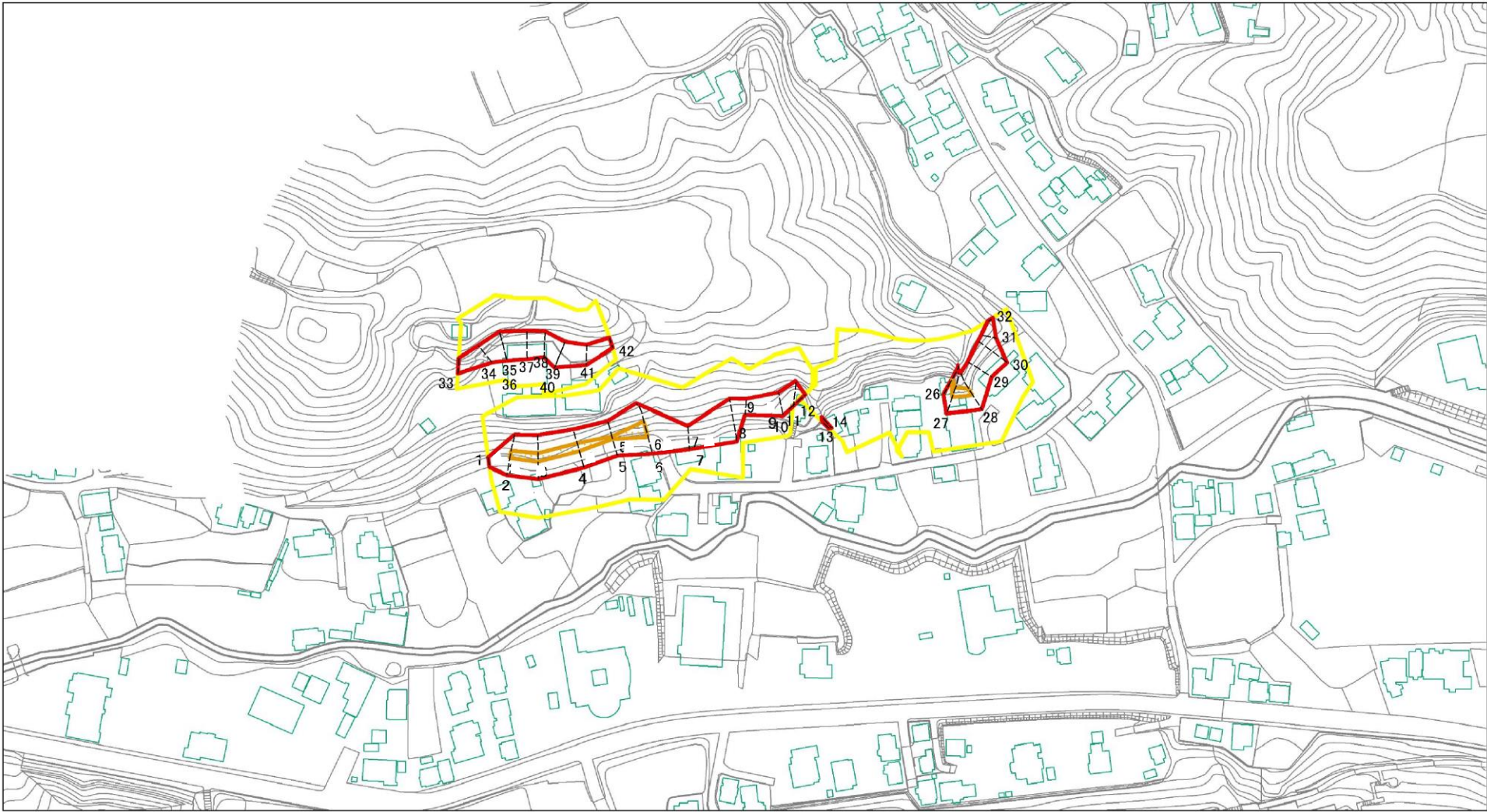
椎津22

所在地

市原市椎津

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 5JHf 51」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式2(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域

土砂災害防止 法施行令第三 条の基準に該 当する区域	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域
	それ以外の区域



縮尺
1:2,500

自然現象
の種類

告示番号

告示年月日

急傾斜地の崩壊

千葉県告示第187号
千葉県告示第189号

令和7年3月25日

箇所番号

箇所名

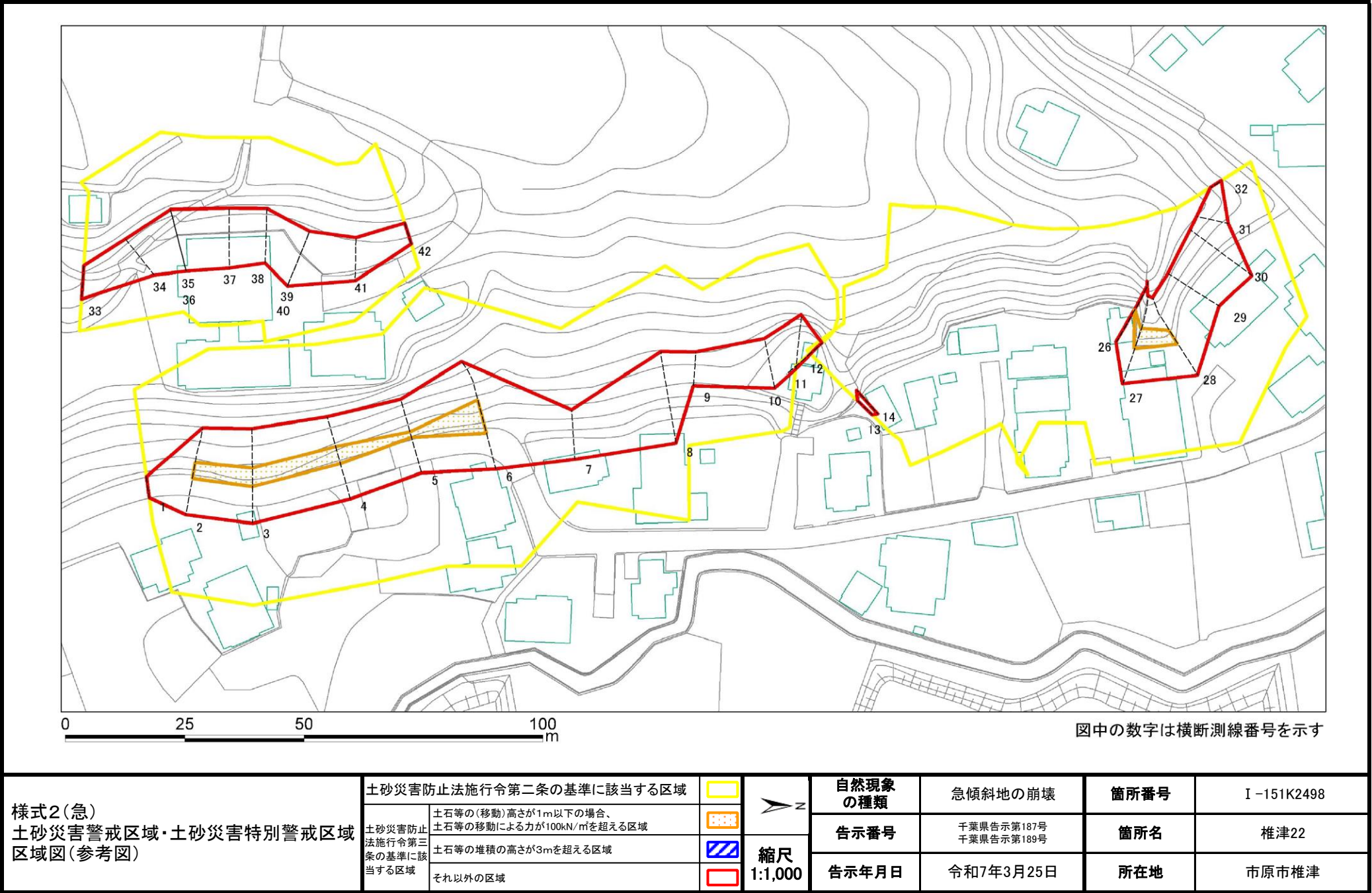
所在地

I-151K2498

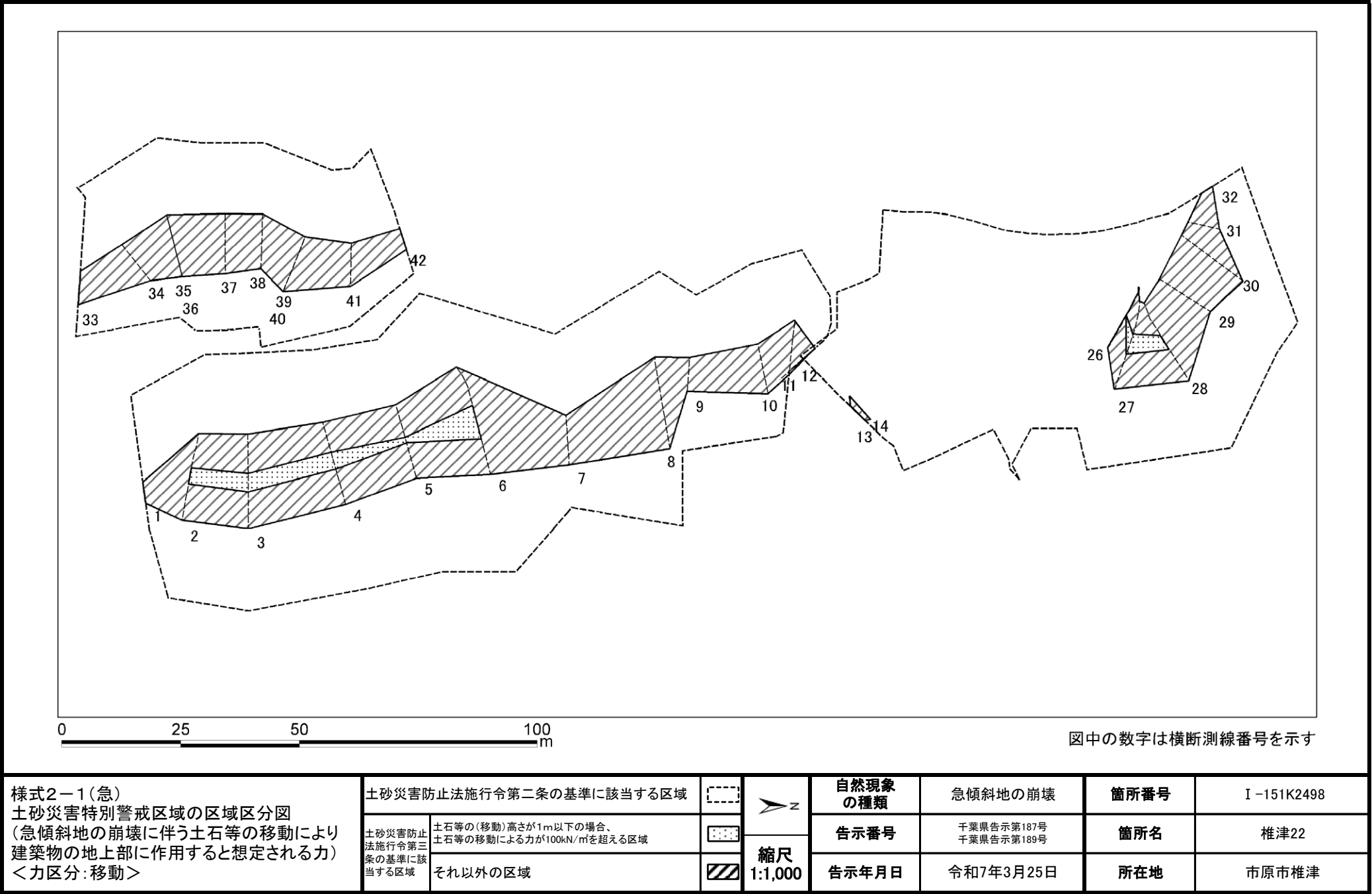
椎津22

市原市椎津

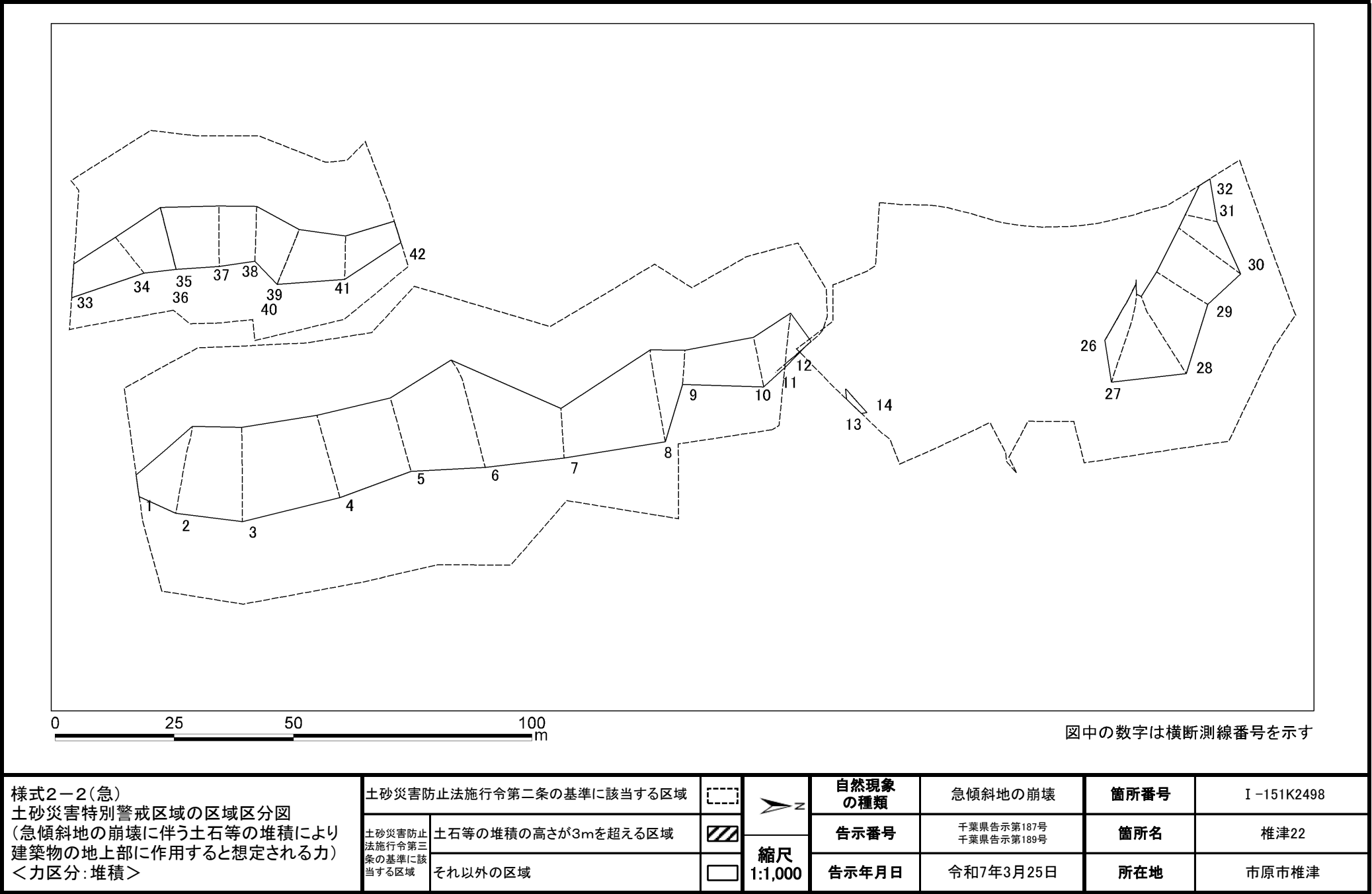
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)参考図



土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)



土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



様式2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により
建築物の地上部に作用すると想定される力)
<力区分:堆積>

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
	それ以外の区域	

縮尺
1:1,000

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の（移動）高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの （kN/m ² ）	土石等の高さ （m）	力の大きさのうち最大のもの （kN/m ² ）	土石等の高さ （m）	力の大きさのうち最大のもの （kN/m ² ）	土石等の高さ （m）	力の大きさのうち最大のもの （kN/m ² ）	土石等の高さ （m）
1 ～ 2	-	-	100.00	1.00	-	-	11.59	2.17
2 ～ 3	110.45	1.00	100.00	1.00	-	-	11.59	2.17
3 ～ 4	113.11	1.00	100.00	1.00	-	-	12.63	2.36
4 ～ 5	113.11	1.00	100.00	1.00	-	-	13.91	2.60
5 ～ 6	117.10	1.00	100.00	1.00	-	-	13.91	2.60
6 ～ 7	-	-	100.00	1.00	-	-	11.82	2.21
7 ～ 8	-	-	100.00	1.00	-	-	10.70	2.00
8 ～ 9	-	-	100.00	1.00	-	-	12.22	2.28
9 ～ 10	-	-	82.78	1.00	-	-	12.22	2.28
10 ～ 11	-	-	88.32	1.00	-	-	10.37	1.94
11 ～ 12	-	-	88.32	1.00	-	-	10.37	1.94
13 ～ 14	-	-	65.61	1.00	-	-	10.46	1.95
14 ～ 15	-	-	-	-	-	-	-	-
15 ～ 16	-	-	-	-	-	-	-	-
16 ～ 17	-	-	-	-	-	-	-	-
17 ～ 18	-	-	-	-	-	-	-	-
18 ～ 19	-	-	-	-	-	-	-	-
19 ～ 20	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ～ 21	-	-	-	-	-	-	-	-
21 ～ 22	-	-	-	-	-	-	-	-
22 ～ 23	-	-	-	-	-	-	-	-
23 ～ 24	-	-	-	-	-	-	-	-
25 ～ 26	-	-	-	-	-	-	-	-

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の（移動）高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの （kN/m ² ）	土石等の高さ （m）	力の大きさのうち最大のもの （kN/m ² ）	土石等の高さ （m）	力の大きさのうち最大のもの （kN/m ² ）	土石等の高さ （m）	力の大きさのうち最大のもの （kN/m ² ）	土石等の高さ （m）
26 ～ 27	114.31	1.00	100.00	1.00	-	-	12.99	2.43
27 ～ 28	114.31	1.00	100.00	1.00	-	-	11.87	2.22
28 ～ 29	-	-	100.00	1.00	-	-	14.19	2.65
29 ～ 30	-	-	100.00	1.00	-	-	14.19	2.65
30 ～ 31	-	-	100.00	1.00	-	-	11.78	2.20
31 ～ 32	-	-	60.57	1.00	-	-	12.58	2.35
33 ～ 34	-	-	80.50	1.00	-	-	10.17	1.90
34 ～ 35	-	-	94.94	1.00	-	-	10.17	1.90
36 ～ 37	-	-	94.94	1.00	-	-	9.70	1.81
37 ～ 38	-	-	93.69	1.00	-	-	10.37	1.94
38 ～ 39	-	-	92.79	1.00	-	-	10.37	1.94
40 ～ 41	-	-	92.79	1.00	-	-	12.87	2.41
41 ～ 42	-	-	78.72	1.00	-	-	9.55	1.79

様式3(急)	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I -151K2498
	告示番号	千葉県告示第187号 千葉県告示第189号	箇所名	椎津22
	告示年月日	令和7年3月25日	所在地	市原市椎津

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項